

岩手県告示第 729 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成 19 年 10 月 19 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 解除予定保安林の所在場所 二戸郡一戸町姉帯字面岸沢 65 の 49、65 の 50、65 の 51
- 2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため